

## 平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

### 【環境省】

- 一 1 ※地球温暖化対策税を含む税制のグリーン化  
〔地球温暖化対策税〕
  
- D 2 地域材等の木材の建築物への利用を推進するための税の減額措置  
の創設 〔固定資産税〕
  
- E 3 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄  
附金制度の創設 〔法人住民税、事業税〕
  
- 4 ※自動車の保有に係る税率の特例措置（グリーン化）の拡充及び  
延長 〔自動車税〕
  - C ①適用期限の延長
  - D ②クリーンディーゼル乗用車の追加
  - A ③プラグインハイブリッド自動車の追加
- 5 ※自動車関係税制特例措置の対象自動車の区分の追加
  - (1) 自動車取得税
    - C ・エコカー減税の取扱い
    - B ・エコカー減税等の対象に中量車を追加
    - C (2) 自動車税
- C 6 ※住宅に係る省エネ改修促進税制の延長 〔固定資産税〕
  
- 7 ※認定長期優良住宅に係る軽減措置の延長
  - C (1) 固定資産税
  - A (2) 不動産取得税

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- A 8 ※最新排出ガス規制適合ディーゼル車等（中古車）の取得に係る特例措置の延長〔自動車取得税〕
  
- D 9 ※一定の排ガス性能を有する低燃費車（中古車）の取得に係る課税標準の特例措置の延長〔自動車取得税〕
  
- B 10 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の延長〔法人住民税、事業税、個人住民税〕
  
- D 11 ※廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕
  
- D 12 ※廃棄物再生処理設備等に係る課税標準の特例措置延長〔固定資産税〕
  
- D 13 廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置の延長〔事業所税〕
  
- D 14 ※公害防止用施設に対する課税標準の特例〔固定資産税〕
  
- A 15 自然公園法及び自然環境保全法改正に伴う所要の措置〔固定資産税、特別土地保有税、個人住民税、法人住民税、事業税〕
  
- A 16 土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設に係る特別土地保有税の非課税の延長〔特別土地保有税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

## 既存非課税等特別措置の見直し項目一覧（地方税）

### 【環境省】

- X 1 P F I 選定事業者が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置の廃止〔固定資産税、不動産取得税〕
  
- Y 2 公害防止用設備に対する課税標準の特例措置の縮減（15条3項関係）〔固定資産税〕
  
- Y 3 公害防止用設備に対する課税標準の特例措置の縮減（15条4項関係）〔固定資産税〕
  
- Y 4 公害防止用設備に対する課税標準の特例措置の縮減（15条7項関係）〔固定資産税〕
  
- Y 5 建設廃棄物の再資源化施設等に係る課税標準の特例措置の廃止〔固定資産税〕
  
- Y 6 廃棄物再生処理用設備に対する課税標準の特例措置の縮減〔固定資産税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。